

四日市市火災予防規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 0 日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第 2 5 号

四日市市火災予防規則の一部を改正する規則

四日市市火災予防規則（昭和 5 6 年四日市市規則第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(火災と紛らわしい行為等の届出)</p> <p>第 1 1 条 条例第 4 8 条の規定による届出は、次に定める届出書により行うものとする。</p> <p>(1) 第 1 号に規定する行為の届出 火災と紛らわしい煙又は<u>火炎</u>を発生させるおそれのある行為届出書（第 1 0 号様式）</p> <p>(2) から (6) まで (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(火災と紛らわしい行為等の届出)</p> <p>第 1 1 条 条例第 4 8 条の規定による届出は、次に定める届出書により行うものとする。</p> <p>(1) 第 1 号に規定する行為の届出 火災と紛らわしい煙又は<u>火災</u>を発生させるおそれのある行為届出書（第 1 0 号様式）</p> <p>(2) から (6) まで (略)</p> <p>2 (略)</p>

改正後					
別表第 1 (第 2 条関係)					
設備等の別	表示文字及び表示方法	寸法		色	
		幅 (メートル)	長さ (メートル)	地	文字
(略)					
劇場等の定員 (条例第 4 2 条関係)	(略)	0.5 以上	0.25 以上	赤	白

改正前

別表第1（第2条関係）

設備等の別	表示文字及び表示方法	寸法		色	
		幅 (メートル)	長さ (メートル)	地	文字
(略)					
劇場等の定員 (条例第42条関係)	(略) 満員の掲示にあつては「満員」	0.5以上	0.25以上	赤	黒

第4号様式を次のように改める。

第4号様式（第9条関係）

火気使用設備等設置届出書

<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>四日市市 消防署長</p> <p style="text-align: right;">届出者 住所 氏名 (電話 )</p>									
設備種別	熱風炉・炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー・乾燥設備・給湯湯沸設備・ 簡易サウナ設備・一般サウナ設備・ヒートポンプ冷暖房機・ 火花を生ずる設備・放電加工機								
防火 対象物	所在地								
	名称					主な用途			
設 置 場 所	位 置	階 層		構 造	床 壁	天井等			
		床面積	m <sup>2</sup>			出入口等			
設 備 概 要	設備の種類				熱 源				
	最大消費量	kg/m <sup>3</sup> KW			使用時間	1日当たり 時間			
	保安装置等								
消防用設備 等又は特殊 消防用設備 等									
取扱責任者	職				氏名				
工事施工者	住 所								
	氏 名	(電話 )							
着工予定年月日	年 月 日			完成予定年月日	年 月 日				
※ 受 付 欄					※ 経 過 欄				

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、A4とすること。
  - 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
  - 3 「設備種別」欄は、該当するものを○で囲むこと。
  - 4 「階層」欄には、設備を屋外に設置する場合は、「屋外」、屋上に設置する場合は「屋上」と記入すること。
  - 5 「設備の種類」欄には、鉄鋼溶解炉、暖房用熱風炉、業務用厨房設備等具体的に記入すること。
  - 6 「設備概要」欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。
  - 7 当該設備を設置する建築物等の付近見取図、配置図、当該設備の配置図及び当該設備設計図書を添付すること。
  - 8 ※印の欄は、記入しないこと。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年 3 月 3 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の四日市市火災予防規則別表の規定は、この規則の施行の日以後に設置する標識及び掲示板について適用し、同日前に設置した標識及び掲示板については、なお従前の例による。

(消防本部予防保安課)